

# 平成28年度社会福祉法人佐渡市社会福祉協議会事業計画

## 【基本理念】

誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを推進します

## 【基本方針】

急速な少子高齢化の進行、単身高齢者の増加、人口減少等に伴う福祉力の低下、あるいは制度の狭間にあって自立できない人の顕在化など、社会をとりまく環境は大きく変化しており、社会福祉に対するニーズは拡大、多様化しています。

こうした状況に適切に対応し、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを実現するために、社会福祉協議会は地域の福祉課題を受け止め、その解決に向けて取り組まなければなりません。

特に今後65歳以上の高齢者の7人に1人が認知症患者になるという推計もあるため、住民参加と地域の連携・協働を基本に地域に根差した総合事業が求められています。

また、27年度から開始した生活困窮者自立支援事業における個別支援の取り組みについても、更に検討することが必要となっています。

介護保険事業においては、新たな施設の開設による利用者の減少や、介護保険制度改正による介護報酬の見直しなどにより、収入が減少することが見込まれます。また、今後実施される介護予防事業の総合事業への移行による収入減少も予想されます。制度の動向に注意しながら制度改正に応じた事業展開を検討し、積極的に取り組んで行くことが必要です。

佐渡市地域福祉活動計画及び、佐渡市社会福祉協議会発展・強化計画に基づき、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりと、佐渡市社会福祉協議会の健全な運営を行うために、以下の事業に積極的に取り組んでいきます。

## 【重点目標】

### 1 地域における支え合いの仕組みづくりの推進

高齢になっても障がいがあっても、地域で自分らしい生き方ができるように、公的な福祉サービスだけでは対応できない生活課題についても地域で協力して解決していくことが求められます。これまで以上に職員一人ひとりが地域福祉活動の支援に取り組み、地域に出向き、ニーズ把握に努めます。

### 2 成年後見センターの機能充実

成年後見制度に関する相談支援、普及啓発及び後見人等の受任を行い、高齢者や障がい者等の権利擁護支援に努めるとともに、市民後見人の養成・活動支援に取り組みます。

### 3 ボランティア活動の推進

誰もが安心して暮らせる地域づくりのために、市民が生活課題に関心を持ち、支え合い助け合いの精神のもとボランティア活動へ参加してもらうことが必要です。そのために、ボランティアリーダーを養成するとともに、新規活動者を発掘し、ボランティア活動の輪を広げ、活動者同士のつながりを深めることに努めます。

### 4 総合相談、生活支援、生活困窮者支援による福祉増進

市民が抱える生活全般の心配ごとや悩みごとを気軽に相談できる身近な相談所を充実するとともに、日常生活自立支援や生活福祉資金貸付等により高齢者、障がい者等の生活支援に努めます。

また、複合的な課題を抱える生活困窮者を早期に把握し、地域住民や関係機関などと連携・協働して、生活困窮者の社会的自立と生活向上を目指し支援します。

地域包括支援センター等においては、高齢者の総合相談窓口として、心配ごとや悩みごとを気軽に安心して相談できるよう努め、地域住民の保健・医療の向上及び福祉増進に努めます。

### 5 介護サービス事業の経営強化と発展

介護サービス事業においては、介護報酬改定による基本報酬の引き下げや、機器材の修繕、備品の更新などによる経費の増大のため収益の減少が見込まれます。

そのような状況の中で、利用者の満足度を高め、質の良いサービスが提供できるように、研修を通して職員の資質向上を図り、利用者のニーズに迅速かつ柔軟に対応できる支援体制を強化します。

また、事故の防止や機器材故障の予防、苦情への真摯な対応を心がけ、安全安心なサービスの提供に努め、地域や利用者に信頼され選ばれる事業所を目指すとともに、平成 29 年度に移行される総合事業への対応について、佐渡市と連携し進めます。

### 6 福祉センター等の有効活用

福祉センターについては、地域の福祉活動の拠点として活用を図るとともに、市内全域を視野に入れた事業を行い、施設の有効活用に努めます。

#### 【実施計画】

#### 1 地域における支え合いの仕組みづくりの推進

##### (1) 民生委員・児童委員等との連携・強化

民生委員・児童委員や社協事業所間と連携して地域課題の情報収集を行い、地域における支え合いの仕組みづくりの推進に努めます。

##### (2) 地域福祉懇談会の実施

地域のニーズや課題を把握するとともに、社協の目的、事業活動の周知をとおして、住民の福祉に対する関心を高め、地域の課題を住民と共に解決することを目的に実施します。

- ・多くの参加者を得られるよう、開催・周知方法を工夫して実施します。
- ・支え合いマップを活用して、支え合い意識の高揚を図ります。

### **(3) 見守り活動の推進**

単身高齢者世帯等への近隣住民の定期的な訪問や、支援のネットワークによる声かけ、訪問、気配りなどを行い不安や孤独感の解消を図ります。

- ・実施地区との連携を深め、活動の継続支援に努めます。
- ・未実施地区が、住民主体の見守り・支え合い活動に取り組めるよう支援に努めます。

### **(4) 地域の茶の間・いきいきサロン等の実施**

地域の茶の間・いきいきサロンに参加することにより、日中孤立しがちな高齢者の閉じこもり予防、仲間との交流による孤独感の解消を図ります。

- ・お試し茶の間・サロンの実施
- ・子どもから高齢者まで、誰もが気軽に集える地域の居場所づくり支援
- ・認知症高齢者やその家族・支援者が気軽に集える地域の居場所づくり支援
- ・地域の茶の間・いきいきサロン実施団体への活動助成
- ・地域の茶の間・いきいきサロン交流会の開催
- ・貸出し用レクリエーション用具一覧表の更新

### **(5) 地域福祉会の組織化の推進**

コミュニティ（集落）単位に地域福祉会を結成するため、見守り活動を実施しているグループ等へ組織化を働きかけます。また、地域福祉会の実績に応じた活動助成金の配分や、地域福祉会同士の交流会を実施し、活動支援を図ります。

### **(6) ふれあい招待昼食会の実施**

ボランティア団体や地域住民の協力を得て、単身高齢者等を昼食に招待することによって、地域の交流を進め、孤独感の解消等を図ります。

### **(7) おはようコール（お元気コール）の実施**

単身高齢者等の安否の確認を電話で行い、健康状態の把握や孤独感の解消を図ります。また、お試しコールで利用者の増加に努めます。

- ・関係機関と連携し、利用者の発掘及びボランティアの確保に努めます。

### **(8) 在宅介護者リフレッシュ事業の実施**

家庭で寝たきりの方や認知症の方を介護されている方が集い、気軽に相談や話し合いを行い、介護負担の軽減を図ります。

- ・市内全域で一堂に会して実施

### **(9) 生活支援ボランティア派遣事業(ごむしんネット)の実施**

高齢者や障がい者に対し、生活支援員（有償ボランティア）を派遣し、定期的な訪問とともに、話し相手やゴミ出し、郵便物の確認、出入り口の除雪、買い物等の生活支援を行います。

- ・利用者拡大等の検討
- ・生活支援員養成講座の実施

#### (10) 配食サービスの実施

配達などにボランティア団体や地域住民の協力を得て、単身高齢者世帯等にお弁当を届けるとともに安否確認を行います。

- ・関係機関と連携し、利用者の発掘及びボランティアの確保に努めます。

#### (11) 移送サービス事業の実施

公共交通機関を利用することが困難な高齢者や車椅子利用者に対し、ボランティアが運転する福祉車輛により通院等の外出を支援します。

- ・関係機関と連携し、利用者の発掘及びボランティアの確保に努めます。

#### (12) 歳末たすけあい事業の実施

市民の歳末たすけあい募金により、高齢者世帯、障害者手帳保持者、母子・父子世帯等に対し次のようなサービスを提供します。

- ・障子の張替
- ・鏡餅、年越しそばの配付
- ・おせち料理の配付
- ・神棚、仏壇、家の中の清掃
- ・出張理容
- ・図書カードの配付

#### (13) 障がい者の地域生活支援

生活上の不安を抱えた障がい者と家族の方々にレクリエーションや昼食会等での交流を通して、不安感や孤独感の軽減、生活情報の交換等を図り、障がい者の地域生活や社会参加の支援に繋がります。また、懇談会を通して生活課題や要望等を把握し、新たな福祉サービス事業の展開に努めます。

- ・就労に向けた実習の受け入れ
- ・地域別に障がい者交流会を実施
- ・市内全域で一堂に会し、若年障がい者交流会を実施

#### (14) コミュニティソーシャルワーカー（福祉相談員）の配置

制度の狭間や複数の福祉課題を抱えるなど、既存の福祉サービスだけでは対応困難な事案の発見や解決に取り組むため、コミュニティソーシャルワーカーを配置しアウトリーチ（訪問活動）や関係機関との連携により、課題解決の支援に取り組みます。

#### (15) 職員の人材育成・資質向上

地域の福祉・生活課題が多様化する中、福祉ニーズを把握し、住民主体・参加を基本とした柔軟性のある活動の中核的機関となるよう、職員を育成します。

- ・個別支援や地域資源の開発方法を学ぶため、コミュニティソーシャルワーク研修を実施
- ・会議や話し合いを円滑に進めるための初歩的な技法を学ぶため、ファシリテーション研修を実施

#### (16) 第2次佐渡市地域福祉活動計画の検証

様々な福祉ニーズや福祉課題の解決を目指し、地域住民をはじめ地域の関係機関と連携します。また、活動の進行管理や評価等を行います。

## **(17) 地域ニーズの把握**

社協事業への参加が少ない高齢者等を対象に、訪問等によるニーズ調査を実施し、課題を把握するとともに、支援を必要としている方々の生活状況にあった福祉サービスや地域福祉事業の展開に努めます。

## **(18) 佐渡市福祉有償運送事業の取り組み**

交通過疎地に暮らす高齢者等の移動支援のため、一部地域で、佐渡市福祉有償運送事業への取り組みに努めます。

## **2 成年後見センターの機能充実**

### **(1) 成年後見制度の利用等、権利擁護にかかわる相談及び利用支援**

本人やその家族及び関係機関等からの相談を受け、成年後見制度等の紹介や利用方法を説明します。また、権利擁護に関する相談に対して、関係機関と連絡を取りながら対応を行います。

### **(2) 後見人等の受任**

家庭裁判所の選任により後見人等となって支援を行うことで、地域のニーズ充足の一端を担うとともに、継続的・安定的な支援活動に努めます。

### **(3) 成年後見制度等の普及啓発**

市民や関係機関等を対象にして成年後見制度のシンポジウムや講座を実施します。また、制度の活用法など地域等にも出向き普及と利用の促進に努めます。

### **(4) 市民後見推進事業の実施**

成年後見制度へのニーズに添えていくため、運営委員や三士会(弁護士・司法書士・社会福祉士)の専門職等と連携して、市民後見人の養成、受任体制の構築に引き続き取り組みます。

また、市民後見人が円滑に後見業務を実施できるよう支援します。

- ・市民後見人養成講座の実施
- ・市民後見人の活動を安定的に実施するための組織体制の構築
- ・市民後見人の適正な活動のための支援

### **(5) 権利擁護のネットワークづくり**

後見人等を受任している専門職を対象として、事例検討や情報共有を図り、権利擁護支援のネットワークを広げます。

- ・研修会の実施

### **(6) 運営委員会の開催**

事業の適切な運営を確保するため、運営委員会(弁護士、司法書士、福祉関係者等)を設置し、後見事業の運営や受任に関する助言、指導及び監督を行います。

- ・運営委員会の開催

### 3 ボランティア活動の推進

#### (1) ボランティアセンター・ステーション等の機能強化

ボランティアがその善意と力を有効に発揮し、ボランティア活動が活発化されるようボランティアセンター・ステーションの機能強化を図ります。

#### (2) 災害救援体制の整備

予期せぬ自然災害に備え、市民が災害時の救援活動を迅速に行えるよう災害救援ボランティアネットワークを拡充します。

- ・災害ボランティア講座の実施
- ・佐渡災害ボランティアネットワーク情報交換会の実施
- ・佐渡市や自主防災組織、関係機関との連携
- ・災害時における地域の体制づくりへの支援
- ・佐渡市総合防災訓練での災害ボランティアセンター設置運営訓練の実施

#### (3) ボランティア研修会等の実施

ボランティア活動を積極的に推進するため研修会等を開催し、人材の発掘・育成に努めます。

- ・ボランティアフェスティバルの実施
- ・企業・事業所・集落（新規）等を対象とした福祉ボランティア講座（ふくボラ講座）の実施

#### (4) 発掘・相談・連絡調整

各施設・事業所・他団体との連携を図りながら、ボランティアやニーズを発掘し、ボランティア活動を広げます。

#### (5) 情報収集と情報提供

市民に広く情報を提供するため、社協だより、ボランちゃかわら版及びホームページを通じてボランティア情報を発信するとともに、市民からの意見・ニーズ等の把握に努めます。

また、ボランティア求人一覧を作成し、より多くの方のボランティア活動参加につなげます。

#### (6) 福祉教育事業（出前塾）の実施

児童・生徒にボランティア精神及び思いやりの心を育てることを目的に、ステーションと連携し、依頼のあった学校に出向き、高齢者疑似体験や車イス体験等をプログラムとした「出前塾」を実施します。

#### (7) 24時間テレビチャリティー募金活動の実施

ボランティアとともに24時間テレビチャリティー募金活動を実施します。

### 4 総合相談、生活支援、生活困窮者支援による福祉増進

#### (1) 心配ごと相談所の開設

市民の日常生活のあらゆる相談に応じ、相談員が適切な助言、専門機関への紹介等を行い、地域住民の安心した日常生活の一助となるよう開設します。

・相談実績に応じて、開設場所や時間の変更を図り、相談しやすい環境づくりに努めます。

## (2) 弁護士による法律相談の実施

市民の専門的な相談ニーズに対応するため、県弁護士会の協力を得て両津ブロック、相川ブロック、佐和田・金井ブロック、新穂・畑野・真野ブロック及び小木・羽茂・赤泊ブロックで無料法律相談を実施します。

## (3) 日常生活自立支援事業の推進

判断能力が不十分な方が自立した生活を送れるよう、福祉サービスの利用に関する情報提供、助言、手続きの援助、支払い、金融機関での払出・預入等の援助を行います。また、専門員・生活支援員の資質向上を図り、利用者の状況に応じた援助に努めます。

## (4) 苦情解決の適切な対応

利用者のサービスに対する信頼性の確保を図り、さらなる充実したサービスを提供するため苦情解決の仕組みによる適切な対応に努めます。

## (5) 生活福祉資金等の貸付支援

低所得者、障がい者、高齢者世帯及び失業により生計の維持が困難となった世帯に対し、生活の安定と自立を目的に資金の貸し付けを行います。

## (6) 介護予防教室の実施

地域の身近な会場で開催し、健康チェック・運動機能を向上させるメニューを取り入れ、高齢者が要介護状態になることを予防します。

## (7) 日常生活用具貸与事業

介護保険制度に該当しない方や身体障がい者の方に介護用ベッド、車椅子等の無償貸与を行います。

## (8) 男の料理教室

男性が地域活動に進んで参加してもらうためのきっかけづくりや、生活面での自立を促すため料理教室を実施します。

## (9) 生活困窮者自立支援事業の実施

生活困窮者が困窮状態から脱却することを支援するため、本人の状態に応じた包括的な相談支援、多様な就労支援や生活支援を実施することで様々な問題を抱えた支援対象者の自立を促進します。

### ① 自立相談支援事業の実施

生活保護に至る前の段階において、生活困窮者が生活困窮状態から脱却することを支援するため、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援等を実施します。

#### ア 包括的な相談支援体制の構築

様々な問題を抱えた生活困窮者に対して広く相談を受け付け、置かれている状況や本人の意思を十分に確認・分析をした上で自立支援計画を策定します。

また、自立支援計画に基づき、必要な支援を総合調整し、事業効果を評価・検証しながら、本人の自立に向けて包括的、継続的に支えます。

#### イ 関係機関とのネットワークづくり

複合的な問題を抱える生活困窮者を早期に把握し、地域での見守り体制の構築や社会資源とのネットワークづくりを行います。

② 家計相談支援事業の実施

支援対象者の家計収支全体の改善を図るため、家計に関する相談、指導及び貸付けのあっせん等再建に向けた支援を行います。

## 5 介護サービス事業の経営強化と発展

### (1) 訪問介護事業所の経営 5ヶ所

- ① 利用者のニーズに迅速・柔軟に対応できる体制を整え、利用者や家族から選ばれる事業運営や経営意識を持った事業活動を目指します。
- ② 高齢者や障がい者の心身上の問題点を理解し、「利用者本位」「自立支援」に向けて信頼される事業所を目指します。
- ③ 居宅支援事業所や地域包括支援センター、相談支援事業所などの関係機関と連携を密接に行い、利用者の心身の状況にあった良質なサービス提供を行います。
- ④ 利用者に関する情報を共有するため、定期的に部内会議を開催します。また、職員の資質向上を図るための研修会を実施します。
- ⑤ 介護保険認定申請中の方や老人施設又は、病院から外泊中の方及び訪問介護事業の利用者が緊急を要する場合に、訪問介護サービスを提供することにより高齢者等が健やかに地域社会において自立した生活が送れるように支援します。(介護保険外訪問介護事業)
- ⑥ 新たな総合支援事業に向けた取り組みを検討します。

### (2) 訪問入浴介護事業所の経営 1ヶ所

- ① 入浴車輛の更新を行い、利用者への安心・安全な入浴サービスを実施します。また、作業効率の向上・職員の腰痛予防に努めます。
- ② 新規利用者の確保に努め、安定した経営を目指します。
- ③ 利用者の身体清潔保持、身心機能の維持及び介護者の負担軽減に努めます。

### (3) 通所介護事業所の経営 10ヶ所

- ① 居宅介護支援事業所や地域包括支援センターなど関係機関との連携を継続し、ニーズを的確に把握するとともに利用者の身体及び精神的な状態や介護者の負担を把握し、利用者一人ひとりの自己決定を尊重するサービスの提供を行います。
- ② 施設内の衛生管理及び安全管理を徹底し、事故防止や感染症予防に努めます。
- ③ 職員研修を充実することで職員の資質やサービスの質の向上を目指します。
- ④ 福祉の拠点として地域に信頼され、身近な施設として利用されるよう周知を図り、安定した経営に努めます。特に過疎化が顕著な周辺地域においては、地域一体となり利用促進を図ります。
- ⑤ 修繕や改修等は計画的に実施するとともに保守管理を励行し、不具合の未然防止に努め安全・安心なサービス提供を行います。
- ⑥ 運営委員会の開催及びアンケートを実施し、利用者や介護者、地域の声に耳を傾け施設



運営の糧とします。

- ⑦ 取得可能な加算を検討します。

#### (4) 短期入所生活介護事業所の経営 1ヶ所

- ① 利用者及び家族が安心して利用できるサービス提供に努め、「利用者本位」を心がけ信頼される施設を目指します。
- ② 居宅介護支援事業所や地域包括支援センターなどの関係機関と連携を密にし、利用者確保に努めます。
- ③ 計画的に研修を行い職員の資質向上を図るとともに、統一した援助が提供できるよう情報共有に努めます。
- ④ 衛生管理及び安全管理を徹底し、事故や感染防止に努めます。
- ⑤ ふれあいまつりなどの地域と密着した行事を通じて、地域の方々に愛される施設を目指します。

#### (5) 居宅介護支援事業所の経営 12ヶ所

- ① 地域に根ざした身近な相談窓口として市民に選ばれ信頼される事業所を目指します。
- ② 医療機関、施設や地域関係機関等との連携を図り、可能な限りその居宅において「自立した日常生活」を営む事ができるよう、利用者、家族のニーズに沿った居宅サービス計画を作成します。
- ③ 「中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応」「専門性の高い人材の確保」「質の高いケアマネジメント」を行なえる体制を作り特定事業所加算の取得ならびに維持を目指します。
- ④ 利用者、家族、地域住民のニーズをくみ上げ多職種と連携し新たに必要とされる地域福祉事業等、社会資源の開発を提言します。
- ⑤ 積極的に外部研修に参加し自己研鑽に努め資質の向上に努めます。
- ⑥ 介護保険法による適正件数を守り安定した運営を目指します。

#### (6) 認知症対応型共同生活介護施設の経営 1ヶ所

- ① 引き続き厳しい収支状況が予想されるため、サービスの質を確保しながらより一層の経費節減に努めるとともに、収益力の向上を目指し認知症専門ケア加算の算定要件を満たすことができるよう、職員の認知症介護実践リーダー研修への参加を推進します。
- ② 入居されてからも家族等との関係が疎遠にならないよう、家族と交流ができる行事等を計画します。
- ③ 認知症の人の理解を深め、入居者が安心して生活を継続できるよう対応力の向上につなげるために、研修の機会を確保します。
- ④ 入居者やご家族の安心・安全のため定期的な防災訓練を実施するとともに、計画や方法の検討・見直しを行います。

## 6 福祉センター等の有効活用

### (1) 老人福祉センターの経営

高齢者の交流促進、健康増進、教養の向上及び子育て支援のための場を提供します。

- ・真野老人福祉センター寿楽荘

### (2) 福祉センター等の経営

ボランティア活動の推進、研修等の活性化、交流促進など社会福祉の増進に向け、市民が利用しやすい親しみのある福祉センターの管理運営を行います。

- ・両津福祉センターしゃくなげ
- ・福祉センターあいかわ
- ・小木福祉保健センターつくし
- ・赤泊福祉保健センターやすらぎ

### (3) 高齢者住宅の経営

高齢者が安心して、健康で明るい生活を送れるよう住宅を提供し、支援します。

- ・畑野高齢者住宅やわらぎの里

### (4) 福祉センター等の見直し

譲渡後10年を経過する平成32年度以降の施設のあり方について検討を行います。

## 7 子育て支援の取り組み

### (1) ファミリーサポートセンターの受託

仕事と育児の両立や、日々の子育てを地域で助け合うしくみを推進し支援します。

### (2) 子育てサロンの開催

子どもの遊び場や親同士が気軽に集える場を提供し相互交流を促進します。

## 8 福祉情報の提供・啓発活動の推進

### (1) 社会福祉大会の実施

市民、福祉関係者の参加のもと、佐渡市社会福祉大会を開催し、住民参加による福祉の島づくりのための理解と意識の高揚を図ります。

### (2) 佐渡市社協だよりの発行

福祉活動への参加意識をもってもらうため、社協の事業内容や地域での福祉活動の紹介をします。

### (3) ホームページの活用

必要とする情報及びサービスをインターネットで見ることができるようホームページに掲載します。

### (4) 社協まつり等の実施

施設を開放し、利用者はもとより、ボランティア、一般市民の方が広く参加する福祉まつり等を実施します。各種の出し物や企画を楽しんで頂くとともに、社協事業のPRを行います。

**(5) 福祉バザーの支援**

福祉バザーへの協力支援を行います。

**(6) 介護職員初任者研修の実施**

佐渡島内における介護人材育成の一助として、県から介護職員初任者研修事業者の指定を受け、研修を実施し介護基盤の整備を図ります。

**9 法人運営機能**

**(1) 理事会**

業務執行上の事項及び当面する課題について審議し、その企画立案を行います。

**(2) 評議員会**

運営管理上の重要事項及び事業執行上の基本方針について審議決定を行います。

**(3) 監事会**

運営管理、業務の執行状況及び財産の状況等について監査を行います。

**(4) 委員会**

法人経営及び各種事業の適正な運営を図るため、法人運営委員会、地域福祉委員会及び介護サービス委員会において所管する事業の検討を行います。

**(5) 経営会議**

会長、副会長に対し業務執行上の近況報告をし、法人全体の事業運営及び経営について協議します。(月1回)

**(6) 支所長会議**

各支所の近況報告及び、当面する課題についての方策を検討します。

**(7) 役員研修の実施**

法人運営機能の強化、社会情勢の変化への機敏な対応、危機管理の徹底などの様々な課題を解決するため、また先駆的・開拓的な事例を吸収し、社協の強化と発展を図るため、役員研修を実施します。

**(8) 事業評価の実施**

管理サイクル(計画、実行、評価、改善)を徹底し、サービスの維持・向上、継続的な業務改善を行います。

**(9) 会員組織拡充の推進**

会員は減少傾向にあるが、社協事業のPR等により社協への理解と賛同を得ることで、一般会員及び賛助会員の加入の促進に努めます。

**(10) 人材育成の推進**

庶務部会でテーマをまとめ、多数の職員が受講できる形での自主研修と、県・市・県社協等が開催する体系的な研修会を計画的に受講させ、職員の資質向上を図ります。また、参加者は研修内容について伝達研修を行い、職員の知識・技術の向上を図ります。

**(11) 人事考課制度の取り組み**

公平処遇、働きがいのある職場づくり、効率的な事業運営を図るために人事考課制度の実

施及び職員研修に取り組みます。

**(12) 第2次社協発展・強化計画の策定**

平成24年度から5か年の計画期間が満了となるので、平成29年度からの計画策定に取り組みます。

**10 その他の取り組み**

**(1) 共同募金事業の協力**

赤い羽根共同募金運動への協力支援を行います。

**(2) 戦没者慰霊祭の実施**

戦没者の慰霊のため、戦没者慰霊祭の実施・協力支援を行います。また、慰霊祭の方法について遺族会や市と協議します。

**(3) 佐渡市老人クラブ連合会の事務・事業協力**

佐渡市老人クラブ連合会の事務及び事業協力を行い、団体の活動を支援します。

**(4) 佐渡市身体障がい者福祉協議会の事務・事業協力**

佐渡市身体障がい者福祉協議会の事務及び事業協力を行い、団体の活動を支援します。

**(5) 佐渡市手をつなぐ育成会の事務・事業協力**

佐渡市手をつなぐ育成会の事務及び事業協力を行い、団体の活動を支援します。